

本学学生と保護者の皆様へ 新型コロナウイルス感染症に関する学長メッセージその32

本学学生の皆さん、保護者の皆様、いかがお過ごしでしょうか。

すでにご存じのことと思いますが、政府は従来の新型コロナウイルス対策を大きく変更します。去る1月27日に、新型コロナウイルスの感染法上の位置付けを、5月8日より現行の「2類相当」から季節性インフルエンザと同じ「5類」に変更する方針を公表し、4月27日に正式決定しました。マスクの着用については、先行して3月13日より、個人の判断に委ねられています。

2月23日にお届けした前回の学長メッセージ31で、5月8日以降の本学の方針についてはすでに説明しています。本学では4月26日に危機管理対策委員会を開催し、5月8日以降の方針を改めて確認しましたので、今回のメッセージ32でその内容を説明します。

1) 感染の現状について

新型コロナウイルスの新たな変異株は、依然、世界各地で出現しています。オミクロン株以降は、感染力が従来株よりも強い新たな下位変異株でも、幸い重症化はしていないようです。ヨーロッパ、アメリカ、日本など世界的には現在、XBB.1.5と呼ばれる変異株が優勢です。インドでは新たに発生したXBB.1.16が8割を占めていて、今後、世界的脅威となるか注目されています。

わが国の新型コロナウイルス感染症は、第8波が過ぎましたが、感染者数は再び増加に転じています。4月27日時点の国内新規感染者数は11,764人、死者は24人です。新潟県の直近1週間の人口10万人あたりの感染者数は88.86人で全国第4位、病床使用率は8%、重症者は1人となっています。

2) 共通認識として共有しておきたいこと

一旦学内に大きな感染クラスターが発生すると大学機能に甚大な影響が及ぶことは、昨年の成人式の前後に、学内で約140名の感染クラスターが発生した経験から学びました。本学では引き続き、「学内で感染クラスターを発生させないこと」を共通認識とします。

5月8日から、従来の行動制限は撤廃され、本学の行動制限レベルは「レベル1（注意）」から「レベル0（通常）」となります。ただし、この「通常」は新型コロナウイルスが登場する以前の「通常」ではありません。エアロゾル感染の防御対策の基本が、換気、マスクの着用、手洗い、対人接触の回避（疑わしい人との会食・カラオケの回避、社会的距離の確保）などであることは、感染法上の扱いが変わっても、変わりません。学生・院生の皆さんが引き続き、十分な感染防御対策を講じるとともに、感染するとハイリスクの人たちやワクチン未接種者に感染させないように行動することが前提です。

マスクの着用は、3月13日より個人の判断に委ねられています。一方、文科省高等教育

局が3月17日、「大学における教育研究活動の実施にあたっては、マスクの着用を求めないことを基本とすること」という事務連絡を出していることも承知しています。

本学は建学の精神に基づき、「優れたQOLサポーターの育成」を目指している大学です。優れたQOLサポーターとなるためには、他者への共感と配慮が欠かせません。感染するとリスクが高い高齢者や基礎疾患を持つ人たちも、ワクチンを未接種の人たちも、私たちの身近で生活しています。この人たちへの配慮のため、本学では大学構内の必要な場面ではマスクの着用を理解と協力を求めることとします。

マスク着用が効果的とされる場面に関する国の指針については、以下の厚労省、文科省からの通知を参考にしてください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001056912.pdf>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html

https://www.mext.go.jp/content/20230317-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf

マスクを着用する主な目的は、口から出る飛沫の量がマスクにより約1/3に減少することから、他者への感染拡大を防ぐことにあるのです。5月8日以降は、各自がどのような行動を取るべきかを判断し、的確な振る舞いを求められる時代になります。自分はマスクを外したいという想いに留まらず、社会では身近にハイリスクの人たちが生活していることを理解し、そのような人たちに感染させないように配慮するという視点、「利他の精神」も忘れてはなりません。

マスクの着用が個人の判断に委ねられたとはいえ、医療機関では、感染の拡大を防ぐために、これまでと同様の対応を続けざるを得ません。これから学外の医療機関に実習に向かう学生の皆さんには、これまでと同様に、マスクの着用が求められることでしょう。

3) 本学の新方針について

大学として安全・安心な学修環境を保つため、対策の基本方針である「学内で感染クラスターを発生させないこと」を維持します。新型コロナウイルスも感染法上季節性インフルエンザと同じ扱いになりますので、本学の新型コロナウイルス感染防御対策の基本3原則で、(1) 大人数(5人以上)との会食・カラオケを控えること(不特定多数が参加する宴会等を想定)と(3) 健康観察と行動記録を継続する、は廃止します。

3原則の(2)「大学構内では原則としてマスクを装着すること」は「大学構内の必要な場面では、マスクの着用を協力を求める」に改めます。マスク着用の主な目的が他者への感染拡大を防ぐことであり、本学の建学の精神が「優れたQOLサポーター」の育成であることに鑑み、大学構内では他者(感染弱者)への配慮として、必要な場面ではマスクの着用を協力を求めることとします。

本学が用いてきた行動制限レベル表では、各自が引き続き感染防御対策を徹底し、各種のガイドラインを遵守することにより、大学構内の安全を確保することを前提として、5月8

日以降は全て「レベル0（通常）」となります。

万一、体調不良の場合（37.5℃以上の発熱、風邪様の症状等）は入構せず、有症者は速やかに医療機関を受診してください。感染が疑われる場合、あるいは感染が不安な場合、無症状であれば、引き続き学内PCR検査センターで検査を受けることができます。手続きの詳細は、「PCR検査受検ガイドライン改訂版」に従ってください。PCR検査は新潟リハビリテーション病院でも受検可能です。無症状者を対象とする学内PCR検査センターとともに、大学が必要と認めた場合の検査費用は大学が負担します。

検査の結果、陽性と判明した場合は、学生・院生の皆さんは各学科担当者と学生課に速やかに報告し、指示を仰いでください。入院治療やホテル療養を要しない陽性者、および濃厚接触者には、大学が指定する場所で所定の期間、待機するよう指示してきましたが、こうした対応は廃止します。海外渡航・研修は、渡航先の感染状況と外務省による渡航安全情報により、個別に検討してきましたが、この対応も廃止します。事前の届け出は怠らないでください。

予防ワクチンの職域接種は、今後は実施しない方針です。学外実習に参加する場合は、医療従事者と同様の対応が実習先から求められると思いますので、各学科の指示に従ってください。

感染が再度拡大した場合は、授業は速やかにオンラインに切り換え、必要に応じた対応策を実施します。常にポータルサイトを確認して、大学から発信される情報には今後も注意してください。

4) 今後の見通しについて

新型コロナウイルス感染症は、高齢者や基礎疾患保有者にとっては依然脅威であり、国内ではこれまであまり議論されていませんが、若年者でも後遺症が残る場合があることなどから、季節性インフルエンザ並みの感染症になったと結論するのは時期尚早と判断しています。

今後は、今回の「行動制限は不要」から、マスクの着用も不要に、ワクチン接種も治療薬も自己負担に、と進んで行くと思いますが、重要なのは、各自が感染し易い行動を避け、感染防御対策を徹底することです。感染症は感染者と接触しなければ、拡大しないのですから、学生・院生の皆さんは引き続き、自ら感染しないように、他者、特に感染弱者に感染させないように、新潟医療福祉大学の学生であるという自覚をもって行動してください。

2023年4月28日

新潟医療福祉大学学長 西澤 正豊